

エネルギー基本計画(案)(骨子)

資源エネルギー庁

I. 施策についての基本的な方針

1. 安定供給の確保

アジア地域を中心とした今後のエネルギー需要の伸び及び我が国の石油の中東依存度を踏まえ、

- (1) 石油を始めとする輸入エネルギー供給源の多角化と安定供給の確保
- (2) 国産エネルギー等エネルギー源の多様化
- (3) 備蓄の確保
- (4) 省エネルギー

を推進するとともに、国内における供給の信頼性・安定性の確保を図る。

2. 環境への適合

NO_x、SO_x等の低減に加え、地球温暖化問題に対応するため、

- (1) 省エネルギー
- (2) 非化石エネルギーの利用、ガス体エネルギーへの転換
- (3) 化石燃料のクリーン化及び効率的利用

を推進する。

3. 市場原理の活用

エネルギー価格の低減等を図るため、「安定供給の確保」及び「環境への適合」を十分考慮した上でのエネルギー市場の自由化を進める。

II. 長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. エネルギー需要対策の推進

効率的なエネルギー利用に誘導する視点が重要。特に、近年エネルギー消費の伸びが著しい民生／運輸部門における省エネ対策を強化。

(1) 民生部門における対策

トップランナー方式等により機械器具の効率を改善する。更に、省エネ法、ESCO事業を活用しエネルギー需要の適正管理を進める。また、省エネルギー基準を満たす住宅・建築物の普及を図る。

(2) 運輸部門における対策

自動車の燃費向上を図るため、トップランナー方式の効果的運用、ハイブリッド車、アイドリングストップ車の普及促進を図る。また、自動車交通流の改善、モーダルシフト、物流の効率化を進める。

(3) 産業部門における対策

省エネ技術開発、省エネ投資の促進を図る。また、経団連環境自主行動計画の着実な実施を期待する。

(4) 負荷平準化対策

負荷平準化効果の高い機器やシステムの普及に向けて必要な環境整備を図るとともに、その意義についての国民の理解促進を図る。

2. 多様なエネルギーの開発・導入

(1) 原子力の開発・導入

原子力発電は、安定供給、地球温暖化対策の観点から優れた特性を有するエネルギーであり、安全確保を大前提に基幹電源として推進する。核燃料サイクルについても、安全性及び核不拡散を確保しつつ、推進する。その際、国民の理解を得るための取組、原子力発電立地地域との共生を進める。

電力小売自由化に伴い、事業者が原子力に係る投資に慎重になることも懸念されるとともに、バックエンド事業のリスクの大きさが懸念されている。このため、原子力発電の推進を図るため、所要の環境整備を行なう。特に、バックエンド事業については平成16年末までに適切な制度及び措置を検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 新エネルギーの開発・導入

新エネルギーは、自給率向上、地球温暖化対策に資するとともに、分散型エネルギーシステムとしても期待できる。他方、出力の不安定性や高コスト等の課題もあり、更なる技術開発により、これらの課題を克服する。

特に、燃料電池は広範な分野における応用が期待される戦略技術であり、技術開発、インフラ整備及び規制の見直しを含む総合戦略を強力に推進する。

(3) ガス体エネルギーの開発・導入

天然ガスは、中東以外の地域に広く分散して賦存するとともに、環境負荷が小さいエネルギーである。このため、天然ガスの開発、需要拡大、利用技術開発を進め、天然ガスシフトを加速化する。

LPガスは環境負荷が小さいエネルギーであるが、中東依存度が高い。このため、利用の効率化、多様化を図るとともに、安定供給確保の観点から備蓄を推進する。

3. 石油の安定供給の確保等

石油は我が国の一次エネルギー供給量の約5割を占めており、経済性・利便性の観点から今後も重要なエネルギーである。一方、原油供給の大部分を中東に依存しており、その供給構造は脆弱である。

このため、安定供給を確保する観点から、石油備蓄の着実な実施、総合的な資源戦略の展開、石油産業の強靱な経営基盤の構築を進める。

4. 電気事業制度・ガス事業制度のあり方

(1) 電気事業制度

電気事業については、発送電一貫体制により電気の安定供給を図った上で、ネットワーク部門の調整機能確保、広域流通の円滑化、分散型電源による電力供給の容易化等の制度改革を進める。なお、全面自由化を検討する際には、様々な観点について十分慎重に検討する。

また、平成15年夏の関東圏における電力需給の逼迫化を踏まえ、一層安定的な電力システムの実現を目指す。

(2) ガス事業制度

ガス事業についても、川上から川下まで一貫した体制により安定供給を図った上で、広域流通の円滑化等の供給システムの改革を進める。なお、全面自由化を検討する際には、様々な観点について十分慎重に検討する。

5. 長期的展望を踏まえた取組

10～30年以上の長期的視野の下、分散型エネルギーシステムや水素エネルギーシステムといった将来のエネルギーシステム実現のための取組を一層強化する。

Ⅲ. 研究開発

1. エネルギー技術開発の意義と特徴

安定供給の確保の観点から新たなエネルギーの利用可能性を拡大することは、世界のエネルギー問題の解決に向けて先導的な役割を果たすとともに、国際社会における我が国の交渉力を確保することにも資する。また、エネルギー技術開発は、環境問題への対応、エネルギー・コスト低減、経済活性化等の観点からも効果がある。

2. 重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及び施策

原子力、電力、新エネルギー、省エネルギー、石油、ガス体エネルギー、石炭に関する技術開発を進める。さらに、核融合、宇宙太陽光利用等の長期的技術開発についても必要な取組や検討を進めるとともに、人材育成、基礎研究を推進する。

Ⅳ. その他

- ・情報公開の推進、知識の普及
- ・地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担、国民の努力等
- ・国際協力の推進
- ・今後の検討課題